

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(235件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
1	さいたま市 <b>重点10</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護予防支援に係る民間法人の参入	居宅支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。	介護保険法第115条の22第1項	厚生労働省	宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県
2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 <b>重点19</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	総務省	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県
3	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 <b>重点20</b>	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法第59号)第27条の17	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県
4	鳥取県、兵庫県、全国知事会 <b>重点21</b>	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条	厚生労働省、国土交通省	—
5	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会 <b>重点22</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	宮城県、岡山県、福岡県
6	鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会 <b>重点23</b>	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。	地震防災対策特別措置法(平成7法第111号)第2条	内閣府	宮城県、千葉市、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県

8	島根県 重点24	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。 また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	消費者庁、環境省	宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県
9	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること	児童扶養手当の現況届について、現行制度において特段の事情がある場合や全部支給停止者を除き原則対面による手続が必要であるところ、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)も可能とすること。	児童扶養手当法施行規則第3条の5、平成29年4月28日付け雇児福発0428第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」	厚生労働省	札幌市、宮城県、ひたちなか市、船橋市、川崎市、滋賀県、豊中市、茨木市、広島市、高松市、高知県、熊本市、別府市、宮崎市
14	高山市 重点19	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。 また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項	総務省	宮城県、長野県、京都市
15	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町 重点14	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。 また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市
16	今治市 重点15	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととする。	建築基準法第5条第3項	国土交通省	さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市
17	石川県	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できる要件を柔軟に考え、例えば、緊急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当と認める場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内容で法令等の見直しをほしい。	労働委員会規則第16条の2(昭和24年中央労働委員会規則第1号)、労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について(令和3年2月1日付け厚生労働省発中0201第1号中央労働委員会会長通知)、労働委員会規則の一部を改正する規則(ウェブ活用関係)に係るQ&A(改訂版)について(令和3年2月15日付け中央労働委員会事務局総務課事務連絡)	厚生労働省	千葉県、岡山県、大分県
18	石川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療保護入院の届出の電磁的方法による提出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内に所定の事項を保健所経由で県に届け出る義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要とされていることから届出書及びその他必要書類について、病院から各保健所を経由して県に紙媒体で提出されている。 当該届出について、電磁的方法による提出を可としてほしい。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について(平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)	厚生労働省	山梨県、長野県、広島市

19	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市  <b>重点11</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	高齢者の医療の確保に関する法律第85条、同施行令第16条の2～3、同施行規則第71条の9・10、介護保険法、同施行令、同施行規則 なお、高齢者の医療の確保に関する法律等には継続支給を可とする規定はないが、厚生労働省の事務連絡で高額療養費等の継続支給を可としている。	厚生労働省	多賀城市、つば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市
20	安城市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。	騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条	環境省	札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川越市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市
21	蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、須賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、宇和島市、砥部町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続きの簡素化	期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。 【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続きを簡素化する。	公職選挙法施行令第49条の8、公職選挙法施行規則第9条及び第10号様式	総務省	今金町、別海町、花巻市、多賀城市、白鷹町、安中市、練馬区、相模原市、魚沼市、桑名市、枚方市、八尾市、熊本市、延岡市
23	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	依存症治療指導者養成研修等に係る周知及び取りまとめの見直し	「依存症治療指導者養成研修」、「依存症相談対応指導者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」について、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接関係機関への周知及び参加希望者の取りまとめを行うこととする。その実現が難しい場合は、都道府県等から関係機関への周知を年度初めの1回で済むようにした上で、参加希望者の取りまとめのみ、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接実施することを可能とするよう見直しを求める。	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「令和3年度依存症治療指導者養成研修、相談対応及び地域生活支援指導者養成研修の開催について」(令和3年4月30日久医発事第0430001号、令和3年11月15日久医発事第1115001号、令和3年11月25日久医発事第1125002号依存症対策全国センターセンター長独立行政法人国病院機構久里浜医療センター院長通知)(参考) 「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第2号)、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日障発0613第4号)	厚生労働省	仙台市、群馬県、長野県、大阪府、広島市、熊本市、宮崎県
25	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農村地域防災減災事業における交付決定前着手が認められる対象範囲の拡大	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等のソフト事業についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和2年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	岩手県、宮城県、水戸市、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、宮崎県、延岡市、沖縄県

26	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方消費者行政強化交付金制度における強化事業に係る費目間流用に関する制限の緩和	地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和すること。	平成30年3月28日付け消教知第73号地方消費者行政強化交付金交付要綱、平成30年3月28日付け消教知第74号地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領	消費者庁	宮城県、秋田県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、群馬県、高崎市、相模原市、新潟県、山梨県、可児市、岐南町、富士市、名古屋市、豊橋市、京都府、八幡市、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島市、防府市、徳島県、熊本市、宮崎県
27	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会 <b>重点16</b>	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	大規模小売店舗立地法第6条第1項	経済産業省	札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市
28	長崎県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと	マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱いに関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	デジタル庁、総務省	宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県
29	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小規模保育施設の職員配置基準の緩和	小規模保育施設(A型)においては、従事者全員が保育士資格を有する必要がある。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっているが、この者に対する職員の配置基準を、子育て支援員や家庭的保育者などの一定の研修を受講した人員でも可能とするなど、保育士の有資格者の必要数を緩和するなど、柔軟な対応ができるようにすること。	子ども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27.3.31内閣府告示第49号)など	内閣府、厚生労働省	川崎市、浜松市、滋賀県、島根県、徳島県、宮崎県
31	藤枝市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	市街化調整区域における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和	市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすることを求める。	都市計画法第42条第1項、第43条第1項、都市計画法施行令第36条、開発許可制度運用指針I-7-1、I-15	国土交通省	名古屋市、稲沢市、高槻市、兵庫県、熊本市
32	前橋市、群馬県、太田市、沼田市、安中市、中之条町、嬭恋村、片品村、玉村町	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	経済産業省	宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市
33	大磯町、平塚市、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍事務のうち届書の受領行為について、市町村職員が常駐せずとも民間事業者が業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとする	戸籍法に基づく戸籍事務のうち届書の受領行為を民間事業者が業務委託することについて、平成25年3月28日付法務省通知では不測の事態等に際しての対応のために市町村職員が業務実施官署内に常駐することを要件としている。 平成27年1月30日付閣議決定では、不測の事態における体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であるとされているが、法務局の判断基準が明確でないことから、全国統一の取扱いとするよう、市町村の実態に即した見直しを求める。	平成25年3月28日付法務省民一第317号通知、平成27年1月30日付閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」	法務省	花巻市、吉岡町、川越市、富士見市、練馬区、八王子市、山梨県、豊中市、吉野川市、長崎市、熊本市、大分県

34	館林市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、大泉町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	水道使用情報の、水道事業者から他の行政機関への提供	水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。	水道法第二十四条の二、空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	個人情報保護委員会、厚生労働省	所沢市、豊田市、山陽小野田市
36	相模原市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加	水質汚濁防止法上の旅館業の用に供するちゆう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。)は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。),「71自動式車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自治体において提案3施設を適用除外とすることを条例で定められるようにすることを求める。	下水道法第11条の2第2項、第12条の2、第12条の3、下水道法施行令第9条の2、第9条の4、第9条の5、水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令第1条(別表第1)	国土交通省	浜松市、富士市、寝屋川市、大分県
37	北広島市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。	地方税法第353条、個人情報の保護に関する法律第27条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 <b>重点1</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であって、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	地方税法第73条の14、地方税法第73条の20の2、地方税法第73条の24、地方税法第382条、地方税法施行規則第15条の5の3	総務省、法務省	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町
39	北広島市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること	地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探索する措置を可能とすること。	地方税法第20条の11、不動産登記規則第247条	総務省、法務省	室蘭市、北見市、留萌市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、森町、花巻市、宮城県、富谷市、いわき市、水戸市、高崎市、入間市、桶川市、練馬区、八王子市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、枚方市、宇陀市、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市
40	北広島市、船橋市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化	罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。	災害対策基本法第90条の2	内閣府、総務省	深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市

41	北広島市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において写真等の資料のみで被害認定を行うことを可能とする対象の拡大及び明確化等	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。	災害対策基本法第90条の2	内閣府	深川市、高崎市、埼玉県、川崎市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、今治市、八幡浜市、福岡県、大分県
42	山口市 <b>重点2</b>	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	総務省、国土交通省	館林市、浜松市、鹿児島市
43	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	経済産業省	宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市
44	中核市市長会、平塚市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	総務省、国土交通省	札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市
47	塩竈市、宮城県、石巻市、大河原町、柴田町、山元町、大和町、加美町、美里町、南三陸町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	同一施設を継続利用する児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化	施設型給付費を受ける保護者が、月の途中で他の市町村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合等における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)+その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割りの取扱については、引き続き可能とすることを求める。	子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第23条及び第24条、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第59条、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府令第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)第2、月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども当に係る公定価格の算定方法、自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日No.419	内閣府、文部科学省、厚生労働省	多賀城市、川崎市、浜松市、滋賀県、八幡浜市、大村市
48	岩見沢市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準の明確化	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準について、医療扶助実施方式にて定められている「日常生活に著しい支障がある場合」といった抽象的な基準を明確にするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく補装具費の基準ではなく、生活保護受給者に真に必要とされる眼鏡の機能に応じた独自の基準額を新設することを求める。	生活保護法第15条第1項第2号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項、第76条、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)	厚生労働省	深川市、仙台市、郡山市、千葉市、練馬区、飯田市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、枚方市、兵庫県、岡山県、松山市

49	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止	地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表について、財政状況資料集や統一基盤による財務書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形での地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる状況を踏まえ、廃止とするよう求める。	地方自治法第243条の3第1項	総務省	宮城県、いわき市、ひたちなか市、小牧市、稲沢市、京都市、豊中市、能勢町、高松市、長崎市、宮崎市
50	八王子市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること	産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業等の許可は要しないものとなっている。この取り扱いについて、一般廃棄物においても同様の措置とされるよう求めるもの。	<関連通知> 平成18年3月31日環廃産発第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 <関連法> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	環境省	高崎市、さいたま市、川崎市、藤沢市、静岡県、稲沢市、田原市、和歌山市、熊本市
51	八王子市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建築基準法施行令第130条の4への農林漁業を営むために必要となる農業施設の追加	生産緑地法第8条に規定する農林漁業を営むために必要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」という。)に建築することができる建築物となるよう、建築基準法施行令第130条の4の改正を求める。	建築基準法別表第二(い)(ろ)(は)(ち)、建築基準法施行令第130条の4	国土交通省	さいたま市、広島市
54	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方自治法上の住民監査請求制度における監査委員が監査を実施しない場合に係る規定の整備	地方自治法第242条に規定されている住民監査請求制度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。	地方自治法第242条	総務省	宮城県、ひたちなか市、千葉県、半田市、枚方市、延岡市
55	天草市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	高額療養費制度における窓口負担の軽減	高額療養費制度において、マイナンバーカードに当月中に支払った自己負担額情報を追加することで、同一月に複数の医療機関にかかり、合算して自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを限度額までにとどめる措置を求める。	国民健康保険法第57条の2、平成19年2月28日保国発第0228001号「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について」、平成23年10月21日保発第1021号「健康保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について」	厚生労働省	北海道、宮城県、海老名市、飯田市、三島市、長久手市、京都市、亀岡市、兵庫県、熊本市
56	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化	障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、身体障害者福祉法第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第6条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第10条、介護保険法第27条	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊橋市、半田市、大阪府、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、熊本市
58	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 <b>重点25</b>	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱	国土交通省	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県

59	山梨県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、児童福祉法第19条の2	厚生労働省	北海道、宮城県、仙台市、茨城県、栃木県、さいたま市、千葉県、川崎市、長野県、滋賀県、京都府、高槻市、兵庫県、広島市、山口県、高知県、宮崎県
62	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告の例示化	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	行政書士法第14条の5	総務省	長崎県
63	神奈川県、新潟県、静岡県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項	文部科学省	北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県
64	神奈川県、新潟県、静岡県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項	文部科学省	北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県
65	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	認定就労訓練事業の申請手続の簡素化	認定就労訓練事業の事業所認定にあたり、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)では、事業者からの申請の際に、次の添付書類を求めている。 (ア)就労訓練事業を行う者の登記事項証明書 (イ)平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類 (ウ)就労訓練事業を行う者の役員名簿 (エ)「誓約書」(様式1) (オ)その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類 今回求める措置は、事業者の申請時における負担軽減のため、上記のうち、次の添付書類を不要とするよう、手続の簡素化を求めるものである。 (ア)就労訓練事業を行う者の登記事項証明書 <理由> 認定に必要な情報は登記事項証明書記載事項のうち法人格の有無、所在地等の基本情報であるが、これらは法人番号検索で確認が可能である。また、暴力団関係者の確認は役員名簿があれば足りる。このため、登記事項証明書の提出は不要である。 (イ)事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類(平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、財政基盤に関する書類を除く) <理由> 実務上、申請書に責任者と担当者が明記されていれば足りるため。	「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)	厚生労働省	川崎市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、大分県、宮崎県



66	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化	都道府県知事が行う准看護師試験の試験施行場所等の公表方法について、告示のほか、都道府県の判断でその他適切な方法によっても公表をすることが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。 また、公表方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第4項に倣ってインターネットの利用を例示として挙げることを求める。	保健師助産師看護師法施行規則第19条	厚生労働省	宮城県、茨城県、千葉県、山梨県、滋賀県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県
67	神奈川県、相模原市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエビベン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)登載を可能とすること	「救急救命処置の範囲等について(平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に登載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の登載を可能とする。	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知)、救急救命士法第2条、第44条及び救急救命士法施行規則第21条	総務省、厚生労働省	秋田市、柏市
68	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	教科書採択期限から需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保	十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期限について現行より余裕を持って設定する。	義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条	文部科学省	北海道、仙台市、桶川市、千葉県、八王子市、小田原市、豊橋市、京都市、兵庫県、山陽小野田市、高知県、熊本市
71	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	難病法における所得区分認定に当たっての税制上の申告をしていない者の取扱いの見直し	難病法における特定医療費の支給認定を行う際の負担上限月額認定の際に、各市町村が税制上の申告を不要としている者であれば、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求めることを改め、地方公共団体の判断により、その者を非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、あるいは、本人から申立書等を徴することをもって非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、その取扱いの見直しを求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第一号、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第6条、特定医療費支給認定実施要綱(「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日付け健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)別紙)	厚生労働省	北海道、仙台市、川崎市、相模原市、滋賀県、兵庫県、久留米市、宮崎県
72	広島市 <b>重点26</b>	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市
73	岡山県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに実施すること	農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付等要綱	農林水産省	長野県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県
74	岡山県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。	湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2	環境省	宮城県

75	名古屋市、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市	A 権限移譲	03_医療・福祉	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条	内閣官房、厚生労働省	川崎市、沖縄県
76	名古屋市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、熊本市	A 権限移譲	03_医療・福祉	新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲	新型コロナウイルス感染症の対応に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。 )における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3	内閣官房、厚生労働省	川崎市、浜松市
78	足利市、田布施町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省	川崎市、八幡浜市、熊本市
79	山都町 <b>重点12</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。	介護保険法第41条第1項及び第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(令和3年1月15日付け厚生労働省労働基準局監督課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)	厚生労働省	別海町、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県
80	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち中間サーバーに対する補助に係る補助スキームの見直し	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようにしてほしい。	社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領	総務省	岩手県、花巻市、宮城県、富士見市、山梨県、大垣市、刈谷市、豊田市、常滑市、京都市、広島市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市
81	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 <b>重点13</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	国民健康保険法施行規則第13条第2項を改正し、生活保護の開始等を公簿等により確認できる場合については、世帯主による被保険者の資格の喪失届出を省略することができるようにする。	国民健康保険法第6条第9号、第8条第2項、国民健康保険法施行規則第13条第2項	厚生労働省	伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市
82	砥部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること	生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。	生活保護法第14条、第33条第4項、第37条の2、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	厚生労働省、国土交通省	千葉市、松本市、半田市、広島市、大牟田市、芦屋町、熊本市

83	宮城県、山形県、 埼玉県、静岡県、 石巻地区広域行政 事務組合、仙南地 域広域行政事務組 合、大崎地域広域 行政事務組合、気 仙沼・本吉地域広 域行政事務組合	B 地方に対 する規制緩 和	11_その他	一部事務組合等によ る所有権移転時等の 登記手続に必要な添 付書類等の明確化	不動産登記令第7条第1項第1号に基づく代表者の資格を証する情報について、一部事務 組合等が所有権移転時等の登記手続を行う場合に必要となる添付書類及びその調製方 法を法令、通知等で明示すること。	不動産登記令第7条第1項第1号	法務省	北海道
84	宮城県、岩手県、 仙台市、石巻市、 塩竈市、丸森町、 大和町、涌谷町、 福島県	B 地方に対 する規制緩 和	03_医療・福 祉	医療法に基づくエク ス線診療室等の漏洩 線量定期測定義務の 見直し	漏洩線量測定は、エックス線装置の設置時及び災害等により建物が損傷した場合のみと し、施行規則に定められる半年に1回以上の定期的な測定を不要とする。 また、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射 装置及び放射性同位元素装備診療機器についても、設置時及び災害時の臨時の検査は 必要としつつも、定期的な測定は年1回とする。	医療法施行規則第30条の22	厚生労働省	千葉県、山梨県、長野県、豊 田市、滋賀県、熊本市、那覇 市
85	宮城県、登米市、 涌谷町、山形県、 広島県	B 地方に対 する規制緩 和	04_雇用・労 働	災害時における薬剤 師派遣行為の労働者 派遣法等における扱 いの明確化	災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為を、職業安定法及び労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)上 の業とはみなさない運用とされたい。	職業安定法、労働者派遣法	厚生労働省	豊田市、大阪府、山口県、沖 縄県
86	宮城県、岩手県、 仙台市、石巻市、 柴田町、山形県、 福島県、新潟県、 広島県、長崎県、 九州地方知事会  重点16	B 地方に対 する規制緩 和	07_産業振興	大規模小売店舗立地 法における法人代表 者の氏名変更に係る 届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法 (以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更 については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める 変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者 の法人代表者の氏名の変更とする。」	大規模小売店舗立地法第6条第1項	経済産業省	札幌市、青森県、船橋市、八 王子市、相模原市、三条市、 金沢市、長野県、可児市、浜 松市、愛知県、豊橋市、堺市、 兵庫県、岡山県、高知県、熊 本市、宮崎県、延岡市
87	愛媛県、広島県、 徳島県、香川県、 松山市、今治市、 宇和島市、八幡浜 市、新居浜市、西 条市、大洲市、四 国中央市、西予 市、東温市、久万 高原町、松前町、 砥部町、松野町、 愛南町、高知県	B 地方に対 する規制緩 和	08_消防・防 災・安全	店舗等の非住家の被 害認定に係る指針等 の明確化	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。	災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3 月 内閣府(防災担当))	内閣府、経済産業省	いわき市、さいたま市、川崎 市、名古屋市、豊橋市、大阪 府、小野市、福岡県、熊本市、 大分県
88	仙台市、石巻市、 柴田町、千葉市、 横浜市、静岡市、 名古屋市、神戸 市、岡山市、広島 市、北九州市、福 岡市	B 地方に対 する規制緩 和	09_土木・建 築	建築確認事務におい て「屋内的用途」に該 当しないピロティの明 確化	建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、開放性を阻害せず、可動式ベンチやテ ラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。) については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知(以 下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、 当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。	床面積の算定方法について(昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局 建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成18年3月29 日付け国住街第292号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	国土交通省	千葉市、徳島県、久留米市

89	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合  <b>重点17</b>	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	会計年度任用職員に勤労手当が支給できる制度の確立	会計年度任用職員(パートタイム)への勤労手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤労手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し	地方自治法第203条の2、(平成30年10月18日総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について	総務省	秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市
90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県  <b>重点14</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)	総務省	宮城県、郡山市、川崎市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県
92	福島県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定の際の廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	環境省	青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、瑞穂市、静岡県、名古屋市、豊橋市、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、五島市、熊本市
93	福島県、栃木県、群馬県、岐阜県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付を国から申請者への郵送で行うこと	国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。	旅券法第3条、第8条第1項	外務省	埼玉県、神奈川県、岡山県、山口県、長崎県、熊本市、宮崎県、沖縄県
94	福島県、群馬県、岐阜県	A 権限移譲	11_その他	旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し	今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条	外務省	ひたちなか市、岡山県、山口県、熊本市、沖縄県
95	奈良県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童扶養手当の支給要件における事実婚の判定基準に関する考え方の見直し	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様にある場合(以下「事実婚」という。)」の判断基準について、事実婚か否かという判断に性別は関係ないと考えられることから、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発第417001号)及び関係資料を改正し、同性パートナーに関する記載の修正を求める。また、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)第3条第3項、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和55年6月23日児企第26号)1(1)、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発第417001号) 「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果(概要)」【主な判断に迷う事例の内容】	厚生労働省	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、八王子市、神奈川県、川崎市、相模原市、小牧市、滋賀県、京都市、広島市、徳島県、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、別府市
96	奈良県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)	総務省	宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県

97	新潟県、岐阜県 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県經由事務の廃止	管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県經由事務の廃止を求める。	栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
98	新潟県、岐阜県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許に係る名簿訂正手続の見直し等	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許に係る名簿訂正手続について、「30日以内」の期限廃止若しくは努力義務化した上で、以下①②について求める。 ①管理栄養士免許について、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け事務連絡)を改訂し、遅延理由書を不要とすること。 ②調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿訂正手続について、各都道府県が添付書類等を判断できる旨を改めて周知すること。	調理師法施行令第11条、製菓衛生師法施行令第3条、栄養士法施行令第3条、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)	厚生労働省	宮城県、郡山市、高崎市、千葉市、熊本市、鹿児島県、那覇市
99	新潟県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	調理師免許証及び栄養士免許証の用紙サイズの見直し	調理師免許証及び栄養士免許証の大きさの規格について、B4からA4への変更若しくはどの規格の用紙を用いてもよいこととすることを求める。	調理師法施行規則第3条、栄養士法施行規則第3条	厚生労働省	宮城県、郡山市、高崎市、神奈川県、兵庫県、岡山県、鹿児島県、沖縄県
100	新潟県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化を求める。	8020運動・口腔保健推進事業実施要綱、医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	厚生労働省	宮城県、長野県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島市、鹿児島県
102	新潟県、群馬県 <b>重点27</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条	厚生労働省	宮城県、神奈川県、川崎市
103	新潟県 <b>重点28</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。	有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5項	農林水産省	宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮崎県
105	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	特別児童扶養手当に係る申請手続について、現行の市町村窓口における受付に加え、都道府県が構築したオンライン申請システムを用いて申請者が申請を行い、都道府県が受付けたデータを市町村へ送付した上で市町村が審査・補正を実施し、その申請データを都道府県へ送付するという手法を可能とすること。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同法施行令、同法施行規則	厚生労働省	宮城県、群馬県、前橋市、山梨県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、大分県、別府市

106	高知県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特別児童扶養手当証書の廃止	特別児童扶養手当証書(以下「証書」という。)について、証書の廃止を求める。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条第1項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第17条第1項	厚生労働省	宮城県、群馬県、前橋市、入間市、石川県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、別府市
108	茨城県、宮城県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し	地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。	地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口県、松山市、長崎市、宮崎県
109	茨城県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項	総務省、厚生労働省	宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県
113	関西広域連合 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市
114	関西広域連合 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市
115	関西広域連合 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	デジタル庁、総務省、国土交通省	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県
116	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

117	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県  <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第36条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の7第2項第2号、第159条の9、第159条の11第2項、第159条の12第2項	デジタル庁、総務省、厚生労働省	宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市
118	熊本市、船橋市、長崎市  <b>重点4</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害支援区分認定調査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県
122	伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。なお、請求事務を省略する場合、代替事務として年度当初に都道府県と市町村で同意書等を交わし、国保連からの通知をもって申請があったものとみなし、交付決定通知をもって都道府県が市町村へ通知し、市町村は請求内訳書により金額が一致することを確認する運用とする。	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険給付費等交付金ガイドライン(平成29年7月・11月)	厚生労働省	海老名市、飯田市、浜松市、三島市、常滑市、長久手市、枚方市、兵庫県、久米市、熊本市
123	伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	国民健康保険法第58条第2項、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について(厚生労働省令和2年3月10日事務連絡)	厚生労働省	北海道、宮城県、ひたちなか市、川越市、千葉県、千葉市、海老名市、新発田市、飯田市、浜松市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、亀岡市、枚方市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市
124	伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、大泉町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)により、障害福祉サービス事業所に義務付けている支給決定市町村への施設外就労に関する実績報告書の提出について、廃止等の見直しを求める。	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)2(2)④才	厚生労働省	宮城県、山形市、前橋市、相模原市、長野県、飯田市、半田市、常滑市、加古川市、大村市、熊本市
125	福井市、福井県  <b>重点2</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	住民基本台帳法第30の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	総務省、農林水産省	花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市

126	福井市、福井県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすること また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすること また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	森林法第10条の7の2第1項、第191条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第59条、第76条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第382条	総務省、法務省、農林水産省	花巻市、秋田県、郡山市、桶川市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市
127	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在は生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知事等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされたい。 また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記みなし指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図られたい。	生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項	厚生労働省	北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県
128	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされたい。 あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされたい。	生活保護法第49条の2第2項、法第51条第2項、法第54条の2第5項、第6項	厚生労働省	北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県
129	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条	総務省、厚生労働省、国土交通省	いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県
130	広島県、全国知事会	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	土地利用基本計画の策定義務の廃止	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める	国土利用計画法第9条	国土交通省	伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県
131	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	外務省、文部科学省	仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県



133	広島県、広島市、 全国知事会  <b>重点31</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮崎県
134	広島県、広島市、 全国知事会  <b>重点31</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	児童福祉法第33条の22	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮崎県
135	広島県、宮城県、 広島市、全国知事会  <b>重点32</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条	農林水産省	長野県、京都府
136	広島県、宮城県、 広島市、全国知事会  <b>重点33</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3	農林水産省	長野県、京都府、沖縄県
137	広島県、全国知事会  <b>重点34</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	地方スポーツ推進計画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条	文部科学省	茨城県、寝屋川市、高知県、五島市
138	広島県、愛媛県、 全国知事会  <b>重点35</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条	環境省	—
139	広島県、愛媛県、 全国知事会  <b>重点35</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項	環境省	—

140	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会  重点36	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県
141	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会  重点37	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項	内閣官房	栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県
142	広島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	港湾法第3条の3	国土交通省	茨城県、神奈川県、川崎市、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合
143	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーを活用し、行政手続きに係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続きに係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2	デジタル庁、総務省	新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県
144	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県
146	広島県、宮城県、 愛媛県	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官の許可又は海上保安庁長官への届出を不要とすること	水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同施行規則第26条	国土交通省	茨城県、川崎市、長崎県、熊本市

147	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するよう見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)	最高裁判所裁判官国民審査法第14条	総務省	茨城県、三重県、滋賀県
148	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県經由事務の見直し	「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	経済産業省	神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県
150	広島県、宮城県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し	普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。	令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付け総財交第37号総務省自治財政局交付税課長通知)令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付け総務省自治財政局地方債課、公営企業課、財務調査課事務連絡)	総務省	花巻市、いわき市、茨城県、東大和市、新潟県、稲沢市、京都府、府中町、山口県、高松市、高知県、長崎市、宮崎県
153	豊田市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	身体障害者手帳の申請時における写真提出及び手帳の記載事項としての写真表示の義務付け廃止	身体障害者福祉法施行規則において、身体障害者手帳の交付申請時に「身体に障害のある者の写真」の提出が必要とされており、身体障害者手帳に記載すべき事項として交付を受けた者の写真を表示するものとされている。これを、やむを得ない場合は、申請時の写真の提出及び身体障害者手帳への写真の表示を省略できるものとするを求める。 【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則において、精神障害者保健福祉手帳については、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする定められており、同様の運用が身体障害者手帳においても可能であると考えられる。	身体障害者福祉法施行規則第2条第1項3号、第5条第2項、【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第2項第3号、第25条第2項	厚生労働省	宮城県、山形市、前橋市、長野県、笠岡市、広島市、高知県、大村市
154	豊田市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険制度における訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの指定基準の緩和	介護保険法等において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければ開設できないと定められている訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリ」という。)、通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリ」という。))について、事業所の指定基準を見直し、訪問看護のように、開設できる法人格や開設場所の制限を撤廃するとともに、人員基準で求められているリハビリテーション事業所の医師の配置を必須とせず、主治医との連携をとることによりサービス提供を可能とするよう指定基準の緩和を行うことを求める。	介護保険法第8条第5項、第8条第8項、第8条の2第4項、第8条の2第6項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第75条～第77条、第110条～第112条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第78条～第80条、第116条～第118条	厚生労働省	千葉県、神奈川県
155	豊田市	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し	「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。))の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採をする場合を追加する。	森林法第10条の8第1項、森林法施行規則第14条、電気事業法第61条	農林水産省	札幌市、花巻市、郡山市、金沢市、福井市、可児市、四日市市、広島市、熊本市
156	豊田市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。 地域の実情の一例 【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合 【例2】出動体制において一定の水量が確保されている場合 (※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡空気消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能)	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)	総務省、厚生労働省	高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合

157	豊田市、足利市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	給水区域の重複を可能とすること	他の給水区域と隣接した地域について、当該他の給水区域からの給水を可能とし、不要な水道施設等(ストック)を縮減可能となることから小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者の負担の軽減を目的に給水区域の重複を可能とすることを求める。	水道法第8条	厚生労働省	ひたちなか市、所沢市、大阪府
159	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し	私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。	子ども・子育て支援交付金交付要綱、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱	内閣府、文部科学省	岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉市、川崎市、浜松市、大阪府、島根県、広島市、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県
160	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、西宮市、洲本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	新型コロナは患者数が多く、療養終了までに入院、宿泊、自宅等の療養場所の変更があり得、最低でも7～10日の療養期間における健康観察の必要性等から、最初の入院調整から療養終了まで一貫して患者の居住地を管轄する保健所が対応することが望ましいため、患者の現在地を管轄する都道府県知事等が行う入院の勧告又は措置を、結核患者と同様に患者の居住地を管轄する保健所が行うようにすることを求める。その際、患者の現在地が居住地から遠く離れている場合等に、双方の保健所で調整することは妨げないこととしていただきたい。	平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」	厚生労働省	さいたま市、川崎市、名古屋市、沖縄県
161	兵庫県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	自動車NOx・PM法第33条及び同法施行令第8条第2項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の30台から大規模事業者(200台以上)のみが対象となるよう緩和すること。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条、第34条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第8条第2項	環境省	—
165	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合  <b>重点38</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。	令和3年5月19日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について」	内閣府	北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

166	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  <b>重点19</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	総務省	宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県
167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合  <b>重点33</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	農林水産省	宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県
168	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)、介護サービス施設・事業所調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、茨城県、水戸市、高崎市、埼玉県、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、諏訪市、浜松市、名古屋市、豊田市、滋賀県、大阪府、大阪市、高槻市、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、延岡市
169	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、明石市、洲本市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)(2)等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を削減する ②両様式を同一様式に統一する ③複数事業を両様式に一括で記載できるようにする等 (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること。	自殺対策基本法第14条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条36号、地域自殺対策強化事業実施要綱、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	厚生労働省	盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、浜松市、豊田市、滋賀県、大阪府、広島市、山口県、高知県、熊本市、大分県
170	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合  <b>重点23</b>	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。 計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする	地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政防第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)	内閣府	宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県
171	川西市、兵庫県  <b>重点6</b>	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	デジタル庁、財務省、経済産業省	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市
172	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府、デジタル庁、総務省	花巻市、千葉市、高知県

173	京都市 重点39	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	消費者庁、厚生労働省	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市
174	京都市	A 権限移譲	03_医療・福祉	新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の希望する指定都市への移譲	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する都道府県の権限を希望する指定都市に移譲することを提案する。	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(地方自治法第245条の9に基づく処理基準)	厚生労働省	川崎市、浜松市、名古屋市、広島市、熊本市、沖縄県
175	長崎市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。	「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	国土交通省	さいたま市、松本市、京都府、兵庫県、熊本市、宮崎市
176	山形県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	「がん診療連携拠点病院」の指定における常勤の病理医及び放射線治療医の配置要件の見直し	厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めているため、遠隔診断等の技術を取り入れた指定制度とするよう要件の見直しを求める。 また、上記の措置が困難な場合は、医師数が300人未満の医療圏に限って、遠隔診療等の技術を取り入れた病理診断・放射線治療体制が整備されていれば、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置を必須としない措置を講じる若しくは現在の経過措置を延長することを求める。	「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知)	厚生労働省	栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、島根県、高知県、宮崎県
177	千葉県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第14条第1項、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第35条第2項	厚生労働省	北海道、宮城県、仙台市、茨城県、栃木県、さいたま市、川崎市、長野県、滋賀県、大阪府、広島市、山口県、高知県、久留米市、熊本市、宮崎県
178	千葉県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	児童福祉法第19条の9第1項、第6条の2第2項、児童福祉法施行規則第7条の29第2項	厚生労働省	茨城県、さいたま市、神奈川県、川崎市、高槻市、広島市、山口県、高知県
179	千葉県、長野県、高知県 重点29	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県

181	練馬区	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し	マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	個人情報保護委員会、デジタル庁	宮城県、富士見市、山梨県、城陽市、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市
182	練馬区	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第15条、特定個人情報保護評価指針	個人情報保護委員会、デジタル庁	富士見市、相模原市、三島市、京都市、高槻市、八尾市、西宮市、高松市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市
183	練馬区	B 地方に対する規制緩和	11_その他	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤りに伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要な、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程	デジタル庁	花巻市、宮城県、船橋市、神奈川県、大垣市、京都市、長岡京市、兵庫県、西宮市、岡山県、広島市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市
184	山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	採石法第33条及び第33条の4	経済産業省	山形市、浜松市、熊本市、大分県
185	山形県、宮城県 <b>重点40</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)	総務省	神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県
187	埼玉県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。 また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条	経済産業省	福岡県、大分県

188	埼玉県、さいたま市、熊谷市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。 また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。 ①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。 特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条、第8条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、動規制法施行規則第8条、第9条	経済産業省、環境省	青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県
189	埼玉県、さいたま市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	土壤汚染対策法第4条、第14条、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)	環境省	青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市
191	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	診療報酬請求書等の記載要領(昭和51年8月7日保険発第82号 直近改正令和4年3月25日保医発0325第1号)	厚生労働省	北海道、宮城県、千葉市、船橋市、飯田市、豊橋市、大阪市、広島市
192	指定都市市長会 <b>重点11</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還化)を求める。	国民健康保険法施行規則第27条の26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の9、介護保険法施行規則第83条の4の4	厚生労働省	北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市
193	指定都市市長会 <b>重点7</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市
194	指定都市市長会 <b>重点41</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市
195	指定都市市長会 <b>重点42</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止	登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項	厚生労働省、国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市



196	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きの簡略化	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を經由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	国民年金法第12条(届出)、国民年金法施行規則第1条の4(資格取得の届出)	厚生労働省	花巻市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、川崎市、大垣市、豊橋市、豊田市、長久手市、京都市、大阪市、加古川市、広島市、高松市、松山市
197	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川崎市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市
198	指定都市市長会 <b>重点43</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領	国土交通省	千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県
199	指定都市市長会 <b>重点44</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局長通知)	農林水産省	札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市
201	岐阜県、栃木県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続を要しないこととするとともに、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。	令和3年9月29日付内閣府地方創生推進室事務連絡「地方創生テレワーク交付金の変更交付申請について」、令和4年4月28日付内閣府地方創生推進室事務連絡「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について」	内閣府	北海道、宮城県、長野県、大垣市、可児市、京都府、兵庫県、香川県、高松市、高知県、熊本市、大分県
202	岐阜県、高知県 <b>重点45</b>	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第3号、同項第4号、同項第5号、同項第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項、同条第3項 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第6号	農林水産省	宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県
203	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	森林経営計画制度における主伐量の上限見直し	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、算定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるよう緩和することを求める。	森林法第11条第1項、第2項、第5項、森林法施行規則第38条第8号	農林水産省	秋田県、茨城県、可児市、関ヶ原町、滋賀県、宮崎県

204	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市  <b>重点B</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条	内閣府	札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市
205	利府町	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。	土地区画整理法第76条第2項	国土交通省	—
206	岩手県、宮城県、秋田県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	地方交付税法	総務省	千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県、大分県
209	富山県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農用区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	農用区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更について、現状では1ヘクタールを超えない場合「軽微な変更」が可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。	農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項第4号	農林水産省	宮城県、高崎市、川崎市、長野県、可児市、豊橋市、大分県
210	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、警察庁から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	警察庁	大阪府、岡山県、福岡県、長崎県、宮崎県
211	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)について、地方財務局から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	金融庁	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

212	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	総務省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県
213	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	法務省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県
214	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	文部科学省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県
215	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	厚生労働省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県
216	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	A 権限移譲	07_産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	環境省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県
219	群馬県、宇和島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	過疎地及びへき地等における調剤制限の更なる規制緩和	令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号及び医政総発0323第3号通知(以下「通知」という)において示されたオンライン診療における調剤について、対象となる診療所に離島等の診療所だけでなく、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含むこととする。また、「当該診療所に従事していない医師や薬剤師がオンラインの画面上で分包された医薬品の取り揃え状況を確認する場合」であっても、診療所の看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できるとし、その旨を明確化すること。	薬剤師法第19条、令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知(薬生総発0323第2号)及び令和4年3月23日付け厚生労働省医政局総務課長通知(医政総発0323第3号)	厚生労働省	宮城県
220	群馬県 <b>重点46</b>	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	都市計画法第21条及び第63条第1項、都市計画法施行規則第50条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項	国土交通省	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市

221	群馬県 重点46	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)	国土交通省	ひたちなか市、前橋市、館林市
222	群馬県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し	国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。	国土利用計画法第39条第1項	国土交通省	川崎市、京都市、兵庫県、岡山県、宮崎県
223	茅ヶ崎市、福島県、関市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険の世帯主からの徴収の見直し	次の①または②を実施することにより、世帯主に支払能力がなく国民健康保険に加入している世帯員に支払能力がある場合に、世帯員から徴収することを可能にするよう求める。 ①国民健康保険法における納付義務者については世帯主とされているが、世帯主を含めた加入者全員に連帯して納付義務を負わせる ②国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)により、擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合に、擬制世帯主の同意を得ることで国民健康保険における世帯主の変更を可能としていることから、滞納がある場合には強制的に世帯主を変更可能とする	国民健康保険法第76条、国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)(都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)	厚生労働省	千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪市、兵庫県、加古川市、広島市、八幡浜市、熊本市
224	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	総務省、法務省	水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市
225	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号	総務省、法務省	水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市
226	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市
227	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条	法務省	花巻市、水戸市、富士見市、練馬区、八王子市、小平市、横須賀市、豊田市、豊中市、枚方市、浜田市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市

228	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	総務省、法務省	水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市
229	聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認	石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にしていきたい。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条及び第11条	経済産業省	知多市、兵庫県、山陽小野田市、高松市
230	福井県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の事務量が増加している。については、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条	経済産業省	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県
231	浜松市 重点7	A 権限移譲	03_医療・福祉	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること。なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市
232	浜松市 重点7	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。	認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条	文部科学省	札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県
233	尼崎市、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて	内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。	地方自治法第252条の27、252条の37	総務省	半田市、京都市、熊本市

236	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手続に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続の改善を図るとともに、システムの問合わせへの即対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」	国土交通省	帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川越市、東京都、江東区、小平市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、寝屋川市、広島市、芦屋町、大村市、熊本市、八代市、大分県、延岡市
237	川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大	市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、ガス事業法第54条、電気事業法第23条、地方公務員法第34条、地方税法第22条	総務省、経済産業省、国土交通省	深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県
239	長野県 <b>重点47</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要なとされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条	国土交通省	宮城県
240	長野県、愛知県 <b>重点48</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	文部科学省	高崎市、京都市、熊本市
241	長野県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること 具体的には、都道府県を経由した市町村への照会を「パターンA:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターンB:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターンC:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	—	総務省	宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市
242	長野県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について国土交通大臣への直接申請を可能とすること	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認証申請をすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。	国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)	農林水産省、国土交通省	白鷹町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県

243	長野県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3	総務省	八王子市、川崎市、京都市
244	長野県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。	建築基準法第48条	国土交通省	金沢市、広島市、熊本市
245	特別区長会 <b>重点18</b>	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車を賃貸する事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。	都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法	国土交通省	ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市
246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市 <b>重点14</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領	デジタル庁、総務省	宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県
252	神戸市 <b>重点36</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条	環境省	花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市
253	神戸市 <b>重点49</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	環境省	花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市
254	神戸市 <b>重点50</b>	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	環境省	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市

255	神戸市 重点51	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環境省第1523号	環境省	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市
256	神戸市 重点52	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条	内閣府	宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山県、広島市、宇和島市、嘉麻市
257	神戸市 重点53	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	食育基本法第18条	農林水産省	盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県
258	神戸市 重点39	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。	食品衛生法第24条、第70条	消費者庁、厚生労働省	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市
259	神戸市 重点54	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象事業にかかる計画書のみ提出に簡素化されたい。	結核対策特別促進事業実施要綱、令和4年3月31日厚生労働省健康局事務連絡(令和4年度結核対策特別促進事業の予算執行方針)	厚生労働省	前橋市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、京都府、京都市、熊本市、沖縄県
260	神戸市 重点55	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市
261	神戸市 重点56	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市



262	神戸市 重点57	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	総務省	宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県
263	神戸市 重点20	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県
264	神戸市 重点58	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。 あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画法、都市再生特別措置法	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市
265	神戸市 重点59	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	都市再生特別措置法	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市
266	神戸市 重点60	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号	文部科学省	高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市
267	神戸市 重点61	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国土第102号)	国土交通省	相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県
268	神戸市 重点62	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	文部科学省	札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市

269	神戸市 重点26	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。 簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	平成26年4月22日「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」総務第74号	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市
270	神戸市 重点63	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施設助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	総務省、文部科学省	千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市
271	神戸市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	特定個人情報保護評価事務の一部省略	特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条	個人情報保護委員会、デジタル庁	札幌市、宮城県、北区、相模原市、横須賀市、京都市、大阪市、高槻市、八尾市、西宮市、山口県、高松市、松山市、佐世保市、熊本市、宮崎県
272	神戸市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公的給付における公金受取口座利用時の給付ごとの意思確認の省略	マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認したことと地方公共団体による給付の際の改めでの利用意思確認を不要とすること。	「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1ー第4ーQ13等	デジタル庁	宮城県、伊勢崎市、船橋市、八王子市、京都市、長岡京市、高槻市、寝屋川市、高松市、宮崎県
273	神戸市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人単独での実地指導を可能とすること	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人が単独で実地指導(立入検査を含む)できるよう、法改正等の必要な措置を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2、児童福祉法第57条の3の4	厚生労働省	宮城県、前橋市、川崎市、相模原市、長野県、寝屋川市、高知県、宮崎県
274	神戸市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、地方自治法第233条5項	文部科学省	川崎市、相模原市、柏崎市、豊橋市、八尾市、熊本市
275	愛知県 重点64	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。	健康増進法第8条、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条	厚生労働省	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岡山県、山口県

276	愛知県、福島県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化及び様式の見直し	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の事業区分・対象経費・各事業の具体的な要件・評価指標の基準明確化、様式の記述方法の定型化・選択式化、これまで各自治体が実施した具体的事業内容をまとめた事業一覧を作成するなど、交付基準を満たしていることが確認しやすく、疑義の生じにくい申請方式とすること。また、様式については可能な限り数式を活用し、入力・確認作業の省力化を図るよう見直しを求める。	国民健康保険法第72条第3項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条第7項	厚生労働省	宮城県、鶴岡市、千葉県、神奈川県、新発田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、長久手市、京都府、大阪市、兵庫県、広島市、久留米市、熊本市、大分県、沖縄県
277	愛知県、福島県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険特別調整交付金のメニュー統合及び交付申請の簡素化	国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険法第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	厚生労働省	北海道、宮城県、群馬県、千葉県、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪府、兵庫県、久留米市、熊本市、沖縄県
278	愛知県、福島県、宇和島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金について、過去に提出したデータから自動計算される等の事務の簡素化を求める。	国民健康保険法第70条、第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条、第4条、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	厚生労働省	北海道、宮城県、群馬県、千葉県、千葉市、神奈川県、相模原市、新発田市、浜松市、三島市、名古屋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪府、富田林市、兵庫県、広島市、愛媛県、久留米市、熊本市
279	愛知県 重点65	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	文部科学省	札幌市、群馬県、千葉県、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市
280	宮崎市 重点14	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-1	総務省	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市
281	群馬県、全国知事会 重点66	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条	内閣府	茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県
282	全国知事会、群馬県 重点67	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	循環器病対策推進計画の廃止	循環器病対策推進計画を廃止する。	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項	厚生労働省	長野県、山口県、高知県

283	全国知事会、三重県 <b>重点68</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項	厚生労働省	栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県
284	所沢市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。納入通知書がなくとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図りたい。	子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱(ただし、返還方法までの記載はない)	内閣府	水戸市、前橋市、高崎市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、滋賀県、京都市、熊本市、延岡市
287	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4	デジタル庁、総務省、財務省	宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
288	大府市 <b>重点6</b>	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	中小企業信用保険法第2条	財務省、経済産業省	いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市
289	東京都	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	総務省	宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県、
290	東京都	B 地方に対する規制緩和	11_その他	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	地方自治法、都市公園法	総務省、国土交通省	花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市
291	東京都	B 地方に対する規制緩和	11_その他	計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	計量法第72条、計量法施行令第18条	経済産業省	宮城県、ひたちなか市、所沢市、川崎市、横須賀市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、兵庫県、熊本市、大分県